

「災害時における男女共同参画センターの相互支援ネットワーク」

説明会質疑応答内容

日程：7月6日（火）11:00～11:30/9日（金）14:00～14:30/13日（火）10:00～10:30

発言者：全国女性会館協議会、内閣府男女共同参画局総務課

対象：各都道府県・政令指定都市・市区町村 男女共同参画主管部局、
男女共同参画センター

<第1回 質疑応答録>

Q 男女共同参画担当が少人数のため、ネットワークへの参加により支援物資の提供や被災地への人の派遣、問合せへの対応等が発生する場合、現状の体制では厳しいが、そうした義務は発生するのか。

A ネットワークに加入による物的・人的・金銭的義務は発生しない。例えば被災地に（男女センターの災害対応業務への助言・支援をするための）人材（※1）を派遣する場合、被災地の男女センターの受入が困難であれば、被災地の近隣の男女センターをハブセンター（※2）に指定し、そこに人材を派遣したり、被災地への支援を行うことも想定している。また、被災地への支援は直接人材を派遣するだけでなく、オンライン上でも情報提供や助言等の支援をする予定。さらに本ネットワークは平常時から情報共有をすることで、災害発生に対応できるため、平常時から活用いただきたい。

※1 被災地に派遣する人材は、相互支援ネットの遂行に関し十分な経験と知見を有し、男女センターの事業実施及び運営業務に関し、3～5年以上の活動実績があり、かつ大規模災害発生時において男女センターによる支援活動の実績を有する者のうち、事務局が指名する者

※2 ハブセンター：本部事務局と連携して、直接又はオンライン等で被災地の男女センターに対して指示やアドバイスを行う

Q 自治体の防災担当がこのネットワークに加入することをお願いできないか。

A 本事業は男女共同参画センター間のネットワークを構築することを目的としているため、各自治体の男女共同参画主管部局及び男女共同参画センターを加入対象としている。

参考：第5次男女共同参画基本計画（12月25日 閣議決定）

2 地方公共団体の取組促進（p.101）

③男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、全国女性会館協議会が運営する相互支援システム等を活用し、男女共同参画センター間の相互支援（オンラインによる遠隔地からの助言等を含む。）を促す。【内閣府】

Q 指定管理で運営をしている男女共同参画センターがあるが、その場合には、自治体の男女共同参画主管部局と指定管理者のどちらが加入すればよいのか。

A 男女センターを運営・管理する男女共同参画主管部局と、指定管理者の両者に加入いただきたい。

<第2回 質疑応答録>

Q 相互支援ネットに登録した場合、承認までにどのくらい時間がかかるのか。

A 基本的には登録申請があったその日のうちに承認をするようにしている。もし2日以上（休日を除く）承認のメールがなければ、下記にご連絡いただきたい。

全国女性会館協議会

<電話>

03-6426-1700 水曜 10時～17時

*コロナ禍の影響でテレワーク対応中です。

お急ぎの場合はメールでお問い合わせください。

<メール> info@j-kaikan.jp

Q 男女共同参画センターの無い自治体の場合、男女共同参画主管課が登録すれば、災害時に必要な情報を受け取れるのか。

A そのとおり。

Q 内閣府からの受託事業とのことだが、相互支援ネットの運用の期限はあるのか。

A 内閣府の事業としては単年度であるが、相互支援ネットについては継続される。

Q 相互支援ネットを活用した男女共同参画部局・センターと防災担当との連携の事例は何かあるか。

A 現時点では把握していない。熊本地震発生時に、熊本市では相互支援システム（現：相互支援ネット）により得た情報によって、「避難所キャラバン」という活動を実施した。その活動にあたっては、市の男女共同参画担当課への許可が必要であり、そこから防災対策本部等への情報共有等、防災担当との連携があったと考えられる。今後は相互支援ネットで得られた女性の視点から必要な災害対応に関する情報や助言を、ぜひ災害対策本部や災害対応を行う部局に情報共有・問題提起していただきたい。

- Q 実際の相互支援ネットの掲示板のやり取りを見ることはできるか。
- A ネットワークに加入された方々を対象に、本ネットワークが、実際に災害が起きた際にどのように活用ができるのかについて研修会を行うので、詳細についてはその際に御確認いただきたい。研修会は9月頃に実施予定。
- Q 平常時は情報共有以外にどのように活用されるのか。
- A 平常時の活用は情報共有が主である。これまでの災害で、男女共同参画センターや男女参画部局がどのように行動していたかについて事前に情報を得ておくことで、災害発生時に上手く対応できると考えている。
- Q 災害が発生してから相互支援ネットに登録してもよいか。
- A 日頃から相互支援ネットの操作に慣れていないと投稿や閲覧の仕方がわからないという可能性もあるため、ぜひ事前に御登録いただきたい。
- Q 男女センターと自治体の男女共同参画主管課の両方が加入してもよいか。
- A 両方加入していただきたい。
- Q 現在の相互支援ネットの加入団体は閲覧できるか。
- A 閲覧できない。
- Q 相互支援ネットへの加入に期限はあるか。
- A 加入に期限はなく、随時登録申請をしていただければよい。
- Q (単年度事業とのことだが) 将来的に負担金が発生することはあるか。
- A 負担は発生しない。
- Q 個人の端末からも相互支援ネットは閲覧可能か。
- A 可能である。登録後、各課・センター内でアカウントを共有いただければどこからでも閲覧ができる。
- Q 掲示板のスレッドについて、メルマガ配信等でのお知らせはあるか。
- A メルマガ配信はないが、大きな災害が発生した場合には、登録者へ一斉通報をすることを想定している。

<第3回 質疑応答録>

Q 物資輸送システムと相互支援ネットとの住み分けはどのようになっているのか。

A 物資輸送システムは事前に備蓄品の共有をするシステムだが、相互支援ネットは発災後に特に女性の視点からのニーズに基づく支援物資や情報を共有するほか、男女センターや男女共同参画担当部局がどのように対応すべきか被災経験のある男女センター等からの助言も行う。例えば熊本地震の発生時、東日本大震災の被災経験のある男女センターから災害時には女性への暴力が発生する可能性があるとの助言があり、熊本市の男女共同参画センターが避難所に性暴力・DV防止の啓発ポスターを掲示する取組につながった事例もある。

御参考：

「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム・事例集

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/program/jirei.html>

>>熊本市男女共同参画センターはあもにい（熊本県熊本市）

Q ハブセンターになった場合にはどのような義務が発生するのか。

A まず、ハブセンターを指定するのは、被災地のセンターが被災してしまい、センターの役割が果たせない状態の場合である。その場合に被災地の近隣センターのうち、同センターのキャパシティ（受入能力）や人員等を勘案した上でハブセンターとして指定する。ハブセンターには、本部事務局が指定した人材（2人・2泊3日）が派遣され、被災地の男女センターの支援を行う。（ハブセンターの職員も可能であれば避難所を一緒に回る場合がある。）人材の派遣にかかる費用は事業費に含まれているため、ハブセンターの費用負担はないが、派遣された人材が執務するためのスペースの提供をお願いする可能性がある。

（以上）